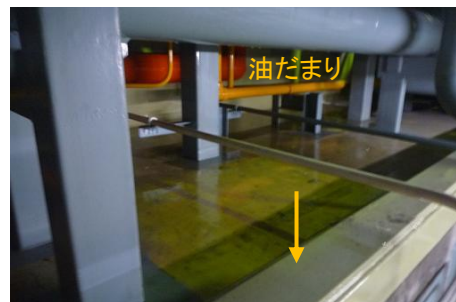


浜岡原子力発電所 5号機 非常用ディーゼル発電機(C)の動作不能について

平成 25 年 7 月 25 日

発生場所	5号機 原子炉建屋内(放射線管理区域外)
発生年月日	平成25年7月24日
発生時の状況	<p>原子炉施設保安規定(※1)に基づく月1回の定期試験として、非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。)(C)(※2)の確認運転をおこなった後、現場確認していた当社運転員が、D/G(C)室内の3個所に油だまり(合計60リットル程度)を確認しました。</p> <p>このため、D/G(C)への軽油供給配管の弁を閉じ、軽油漏れの原因調査をすることとしました。</p> <p>これにより、D/G(C)が動作不能(使用できない状態)となったため、午後5時22分に原子炉施設保安規定で定める運転上の制限(※3)からの逸脱を宣言しました。なお、5号機のD/Gのうち1台は使用できる状態で、外部電源も確保されているため、施設の状態に影響はありません。また、原子炉の運転は停止しており、燃料は使用済燃料プールに取出し済みです。</p> <p>漏れた軽油については拭き取りを実施し、漏えい箇所は軽油供給配管にある圧力調整弁であることを確認しました。当該弁から漏えいした原因については、現在調査をおこなっています。</p> <p>今後、当該弁の点検終了後、すみやかにD/G(C)を使用できない状態から復旧するとともに、原因調査結果に基づき適切に対応してまいります。</p>
放射能の影響	本事象は、放射性物質の漏えいに関わる事象ではありません。
お知らせ基準	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」および「表2-13 建屋内又は屋外タンク施設等において、油、薬品等危険物の異常な漏えいを発見したとき。」に該当します。

【漏えいの状況】



※1 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項(※4)に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転をおこなう上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、2台のD/Gが動作可能であることを要求しています。

※2 D/Gは、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機で、5号機にはA系、B系、C系の3台があります。なお、現在B系は点検中で、使用できない状態にあります。

※3 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

※4 法律の条番号に誤りがあったため、以下のとおり訂正しました。(2013年11月7日訂正)
 訂正前 … 第37条第1項 訂正後 … 第43条の3の24第1項 以上